

豊中型認定居場所事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊中市子育て・子育て支援行動計画に基づき、子どもが無料または低額で利用できる子ども食堂や学習支援等の居場所の提供を豊中市内で行う団体・法人等（以下、「子どもの居場所団体等」という。）に対し、豊中型認定居場所事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することで、子どもの見守り体制の強化を図り、児童虐待を未然に防止することを目的とする。

なお、補助金の交付については、この要綱に規定するもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）（以下、「規則」という。）の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- （1）子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。本事業においては、主に小学生・中学生とする（義務教育学校の前・後期課程を含む。以下同じ。）。
- （2）補助対象者 第3条第1項各号の要件を満たす補助金の交付対象となる者をいう。
- （3）支援対象児童 豊中市内に居住する子どものうち、豊中市子どもを守る地域ネットワークが支援対象として把握している子ども及びその他市長または補助対象者が見守りを必要と判断する子どもをいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、補助申請時に、児童育成支援拠点または本要綱に規定する豊中型認定居場所の設置がない中学校区を活動場所とし、次の要件をすべて満たす子どもの居場所団体等とする。ただし、その他市長が適当であると認める場合はこの限りでない。

- （1）活動内容や目的が限定されない子どもの居場所の提供または個別に食材や弁当等を提供しながら見守りを行う活動をおおむね週に1回以上、自主的に実施していること。
- （2）前号の活動についておおむね10名以上の子どもの利用者がいること。
- （3）前2号の活動について営利を目的とした事業ではないこと。
- （4）前3号の活動実績を1年以上有すること。
- （5）会則・規約・定款等の定めを有すること。
- （6）市および学校や関係機関（以下「市等」という）と相談対応等で連携した実績があり、これまでの支援活動の実績から、市等との連携が適切にできると市が認めること。

2 前項の規定に関わらず、豊中市子どもの居場所ネットワーク事業実施要綱第3条第3項に該当する団体等は、補助対象としない。

（補助対象活動）

第4条 補助金の交付対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、支援活動を通じて支援対象児童の状況を把握し、市長へ報告する活動（以下、「見守り活動」という。）とする。なお、見守り活動を行うにあたっては、次の各号を実施しなければならない。

- （1）支援対象児童について、補助対象者は、事前に登録簿（豊中市様式1）を作成し、市長に提出（以下、「登録」という。）すること。支援対象児童の追加登録及び解除があった場合も同様とする。
- （2）前号の支援対象児童の個別の状況を月1回以上把握し、翌月10日までに市長に活動報告書（豊中市様式2）を提出すること。状況の把握については、直接支援対象児童本人を目視することとし、登録した月から解除した月の前月まで、全ての月において月1回以上の見守り活動を行わなければならない。
- （3）本条第1項第1号の支援対象児童について、市から支援活動の協力依頼があった場合には、可能な限り協力すること。

2 補助対象活動は、次の各号を満たすことを条件とする。

- （1）前項の支援対象児童やその保護者（以下、「支援対象児童等」という。）について、状況に応じて、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、子育て支援施策等に関する情報提供を行うこと。ただし、社会福祉士等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。また、必要に応じて、こども総合相談窓口等の関係機関につなぐこと。
- （2）利用者の安全の確保、食物アレルギー対応や食中毒予防のための衛生管理を適切に行うなど、安全面・衛生面について適切な配慮がされていること。
- （3）市が実施する研修への参加等により支援力向上に向けた取組を行うこと。
- （4）豊中市が実施する他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。ただし、豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金交付要綱第3条第1項第1号に対する補助を除く。

（補助金額）

第5条 補助対象活動の金額は、次のとおりとする

- （1）支援対象児童1人につき1回あたり1,000円（人件費相当）を上限とし、週（日曜日から土曜日まで）2回までとする。
- （2）前項に補助対象活動回数を乗じて算出した額と、1,000,000円のいずれか低い方の額を1年度の上限額とする。
- （3）補助金の交付額の総額は、予算に定める額を限度とする。

（補助対象期間）

第6条 補助対象期間は、次条に定める交付申請書の提出日の属する月の翌月1日から当該年度の3月末日までとする。ただし、補助金の対象は第13条第2項に定める個人情報の取り扱いに関する協定を締結した日以降とする。

（補助申請及び交付決定）

第7条 補助金の交付を受けようとする子どもの居場所団体等（以下、「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を、補助対象活動開始日の属する月の前月末までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 豊中型認定居場所事業補助金交付申請書（豊中市様式3）
- (2) 事業計画書（豊中市様式4）
- (3) 収支予算書（豊中市様式5）
- (4) 支援活動の内容が確認できる書類
- (5) 団体の会則・規約・定款、その他団体の概要が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付を決定し、豊中型認定居場所事業補助金交付決定通知書（豊中市様式6）により申請者に通知するものとする。ただし、市長は、交付決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。
- 3 交付を決定された申請者（以下、「交付決定者」という。）は、市長が指定する日までに豊中型認定居場所事業補助金概算払請求書（豊中市様式7）を提出するものとする。
- 4 市長は、前項の請求書の提出があったときは、すみやかに交付決定者に対し、補助金を概算払いするものとする。

（決定の変更等）

- 第8条 補助金の交付額を変更しようとする交付決定者は、豊中型認定居場所事業補助金変更交付申請書（豊中市様式8）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合等の軽微な変更は除く。
- 2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、必要と認めたときは、交付額の変更を決定し、豊中型認定居場所事業補助金変更交付決定通知書（豊中市様式9）により通知するものとする。ただし、市長は、変更交付決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。

（補助金の額の確定等）

- 第9条 交付決定者は、補助事業の上半期分（4月1日～9月30日）が完了したときは、次の各号に掲げる書類を、10月31日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 豊中型認定居場所事業実績報告書（豊中市様式10①）
 - (2) 収支決算書（豊中市様式11①）
 - (3) 人件費の支出が確認できる受払簿等の写し（支払金額が記載され、受領を確認できたものに限る）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付決定者は、補助事業の下半期分（10月1日～3月31日）が完了したときは、次の各号に掲げる書類を、事業完了後、すみやかに市長に提出しなければならない。
 - (1) 豊中型認定居場所事業実績報告書（豊中市様式10②）
 - (2) 収支決算書（豊中市様式11②）
 - (3) 人件費の支出が確認できる受払簿等の写し（支払金額が記載され、受領を確認できたものに限る）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前2項の書類の提出があったときは、当該報告に係る補助対象活動が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかについて審査し、適合すると認めたときは、半期ごとに交付すべき補助金の額を確定し、豊中型認定居場所事

業補助金変更交付確定通知書（豊中市様式12）により、交付を確定された団体等（以下、「交付確定者」という。）に通知するものとする。

（交付額の精算）

- 第10条 交付確定額が交付決定額を下回る交付確定者は、市長が指定する日までに、差額を市長に返還しなければならない。
- 2 交付確定額が第7条第4項に規定する概算払い額を上回る交付確定者は、市長が指定する日までに豊中型認定居場所事業補助金追加交付請求書（豊中市様式13）を提出するものとする。
- 3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、すみやかに交付確定者に対し、補助金を追加交付するものとする。

（交付決定の取消しおよび交付額の返還）

- 第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付額の全部または一部の決定または確定を取り消し、豊中型認定居場所事業補助金交付決定・確定取消通知書（豊中市様式14）により、交付決定者または交付確定者（以下、「交付決定者等」という。）に通知するものとする。
- （1）交付決定者から補助事業の中止、廃止または辞退の申し出があったとき
- （2）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- （3）この要綱の規定またはこれに付した条件に違反したとき
- （4）その他市長が補助金の交付について不適当と認めたとき
- 2 前項の通知を受けた交付決定者等は、市長が指定する日までに、交付額の全部または一部を市長に返還しなければならない。

（報告および調査等）

- 第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者等に対し、随時、当該補助金等の使用について必要な指示をし、事業の実施状況について報告を求め、または本市職員に補助対象者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査、調査もしくは関係者に対して質問することができる。

（個人情報の保護）

- 第13条 補助対象者は、補助対象活動の実施にあたって知り得た個人情報等を適切に管理するとともに、漏らしてはならないものとし、事業終了後及びその活動を退いた後も同様とする。
- 2 補助対象者は、市長と補助対象者の間で個人情報の取扱いに関する協定を締結しなければならない。

（留意事項）

- 第14条 補助対象活動において、補助対象者が支援対象児童等の家庭訪問等を実施する際には、保護者の同意を得てから実施する等の配慮をしなければならない。
- 2 補助対象者は、支援活動の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から実施する。